

滋賀県次世代自動車レンタカー観光周遊促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人びわこビジターズビューロー会長（以下、「会長」という。）は、二酸化炭素の排出削減が見込まれる電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）（以下「次世代自動車」という。）による滋賀県内を観光周遊する移動手段として利用促進し、サステイナブルツーリズムを推進するため、次世代自動車のレンタカー利用に対して助成を行う。

(助成対象者)

第2条 助成金の助成対象者は、滋賀県内で道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）第80条第1項の規定に基づく自家用自動車有償貸渡業（以下、「レンタカー業務」という。）の許可を取得するとともに滋賀県内で事業所等を有し、観光目的の旅行者に、県内を発着とする次世代自動車を貸し出した事業者（以下、「次世代自動車レンタカー事業者」という。）とする。

ただし、以下に該当する次世代自動車レンタカー事業者は助成対象者とならない。

(1) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク アからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(3) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

(4) 会長が、本事業の社会的な信頼性および公平性を損なうおそれ等があり不適当と認める者

(参画事業者)

第3条 本事業に参画する次世代自動車レンタカー事業者は、参画登録申請書（様式1号）に同様式で定める関係書類を添えて、会長に提出するものとする。

(助成対象事業)

第4条 本事業における助成対象となる事業（以下、「助成対象事業」という。）

は、県内の次世代自動車レンタカー事業者が観光目的の旅行者に、県内を発着とする次世代自動車をレンタカーとして貸し出したものを助成対象とする。

2 次世代自動車レンタカー事業者が、県内を発着とする観光目的の旅行者に対して次世代自動車をレンタカーとして貸し出す場合で、旅行者から利用申請書兼実績確認書（様式第2号）を取得したものを助成対象とする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、県内の次世代自動車レンタカー事業者が別表1に定める次世代自動車を、観光目的で旅行者に貸し出したレンタカー利用料のうち、基本料金（消費税抜き）を対象とし、次世代自動車のレンタカー利用にかかるオプション料金や免責補償等の経費は対象外とする。

(助成金額)

第6条 助成額は、助成対象経費の総額の2分の1以内として、24時間あたり7,000円を限度とする。

2 前項の場合において、助成額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請および請求)

第7条 助成金の交付を受けようとする次世代自動車レンタカー事業者は、交付申請書兼助成金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 利用申請書兼実績確認書（様式第2号）
- (2) 実績総括調書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の確定および交付)

第8条 会長は、次世代自動車レンタカー事業者から前条の交付申請書兼助成金請求書の提出を受け、その内容を審査し適切と認めたときは、助成金の額を確定し、助成金を交付するものとする。なお、助成金の交付をもって額の確定とするものとする。

(助成金の取り消し等)

第9条 会長は、虚偽の申請またはその他不正の手段により助成金の交付を受けた次世代自動車レンタカー事業者に対して、交付を取り消すことができる。この場合において、すでに助成金が交付されていたときは、その返還を求めることができる。

(事業の終了)

第10条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した時は、その時点で事業を終了する場合がある。

(帳簿等の整備および補完)

第11条 助成金の交付を受けた次世代自動車レンタカー事業者は、当該助成対象事業に関係する帳簿ならびに収入および支出に証する書類を整備し、助成対象事業が完了した翌年度から5年間保管しなければならない。

2 会長は、書類等の保管期間において、必要に応じて助成金の交付を受けた次世代自動車レンタカー事業者に書類等の提示を求めることができるものとし、次世代自動車レンタカー事業者は、それを拒むことができないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年8月27日から施行する。

(別表1)

次世代自動車の種類
電気自動車 (EV)
プラグインハイブリッド自動車 (PHV)
燃料電池自動車 (FCV)

※超小型モビリティ、ミニカー、側車付二輪自動車・原動機付自転車等は除く